



令和7年3月4日

担当課	生活支援第2課
担当者	前口・竹友・大峰
電話	073 (435) 1061
内線	5140

令和6年度住民税非課税世帯への3万円 (児童1人につき2万円加算)給付について ～3月6日にお知らせの発送を開始します～

令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付します。また、給付の加算として、児童1人につき2万円を支給します。

つきましては、住民税非課税世帯の世帯主に対し、お知らせ等を順次発送します。

1 対象世帯 (約53,000世帯)

令和6年12月13日(基準日)時点で和歌山市に住民登録があり、令和6年度「住民税非課税者」のみで構成される世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 加算対象 基準日において対象世帯の世帯員である18歳以下の児童

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童

3 給付額 1世帯当たり3万円+児童1人当たり2万円

4 申請期限 令和7年7月31日(木)

5 手続き方法

(1) 3月中に「お知らせ」が届いた方

⇒手続きの必要はありません。口座変更や辞退を希望する方のみ、令和7年3月18日(火)までに届出が必要です。

(2) 3月中に「確認書」が届いた方

⇒給付要件を確認し、届いた確認書に必要事項を記入の上、郵送又は持参

(3) 支給対象と思われるが、(1)又は(2)が届かない方

⇒書類が届いていない方は、令和7年4月1日以降、事務局へお問い合わせください。

(4) 対象世帯のうち、令和6年12月14日以降に出生した児童がいる世帯や別世帯に属する18歳以下の児童を扶養する世帯の方(こども加算のみ)

⇒別途、申請が必要です。令和7年4月1日以降、事務局へお問い合わせください。

(5) 配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している方

⇒別途、申請が必要です。令和7年4月1日以降、事務局へお問い合わせください。

6 注意事項 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

7 問い合わせ先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局

(所在地：和歌山市六番丁19(株)フジ田産業六番丁ビル)

「専用コールセンター0120-969-861(平日8:30~17:15)」